

令和5年5月1日

事業者(受講希望者)各位

一般社団法人七尾労働基準協会



労働者数50人以上事業場が対象です！

令和5年度「安全管理者選任時研修」開催のご案内

安全管理者として選任するためには、必ずこの研修を修了させなければなりません！

労働安全衛生法では、常時50人以上の労働者を使用する、**【林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業、各種商品卸売業、各種商品小売業、旅館業、ゴルフ場業】**の事業場は、安全管理者を選任することが義務付けられており、当該安全管理者は下欄枠内のa~eのいずれかに該当する者であって、かつ「安全管理者選任時研修」を修了した者でなければならない、と定められています。

- 大学又は高専における理科系統の学科を修めた卒業者と、2年以上の産業安全の実務経験を有する者。
- 高校等において、理科系統の学科を修めた卒業者と、4年以上の産業安全の実務経験を有する者。
- 大学又は高専における理科系以外の学科を修めた卒業者と、4年以上産業安全の実務経験を有する者。
- 高校において理科系統以外の学科を修めた卒業者と、6年以上の実務経験を有する者。
- 上記以外の者については、産業安全の実務経験が7年以上の者。

つきましては、能登地区では年に一度の開催となりますので、逃さず受講ください。

記

過去に受講された方は受講の必要はありません

1	◆実施日 令和5年7月19日(水) 9:00~16:00 7月20日(木) 9:00~12:10	◆会場 ワークパル七尾 (七尾シルバー人材センター内) 七尾市小島町西部1番3号
---	---	--

2 **受講資格** 特になし (個人の申込みも可です)

※体調不良の方はご遠慮願います。

3 **申込期日** 令和5年7月10日(月)

4 **受講申込み・受講料納入の方法**

受講申込書に所要事項を記載し、本人確認のための書類(自動車運転免許証・健康保険証等の写し)をFAX送信又は郵送してください。

◆FAX送信先 0767-52-2427

◆郵送の場合 〒926-0852 七尾市小島町西部19-2

一般社団法人七尾労働基準協会

受講申込みをされた方には、

- ① 受講申込書に受講番号を入れた**受講票**【当日持参し、受付に提示願います】
- ② 受講料等の納入期日・納入先金融機関、口座番号、金額、及びその時点におけるコロナ対策等を記した**案内書**

上記の①**受講票**②**案内書**を同時にFAX送信いたしますので、①②が届きましたら、①は受講者に、受講料等費用は②の案内書に記載の口座へ期日までに納入ください。

5 **受講料**

(円)

区分	受講料	消費税	テキスト代	合計
会員	16,000	1,600	550	18,150
非会員	18,000	1,800	1,980	21,780

※会員とは、県下の労働基準協会の各会員様です。

※受講のキャンセルにつきましては、当協会他の技能講習に準じた対応となります。

6 **修了証について**

☆この研修修了者には安全管理者選任時研修修了証を交付します。

☆安全管理者を選任する場合は、所轄の労働基準監督署へ安全管理者選任報告書にこの安全管理者選任時研修修了証の写しの添付が義務付けられています。